

一般質問通告書

【第64回定例会】

多可町議会議員 河崎 一 様

多可町議会議員 安田昇司



受 領 日	番号
平成 27 年 6 月 2 日	5
午前・午後 11 時 33 分	

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 防災マップはどのように活用すべきものなのか	町長
<p>防災マップの活用方法について質問します。</p> <p>1. 法的にはどのような制限があるのか、無いのか。</p> <p>2. 設定区域内の見直しは、あるのか無いのか。(あるとすれば次は何時なのか。本人承諾は不用なのか等々)</p> <p>3. 河川改良・砂防工事・治山工事等が完成すれば状況は変わるのか。</p> <p>4. 住民の皆さんへの周知は、どの程度できているか。</p>	
2. 宅地に隣接している山林伐採を行政指導できないか	町長
<p>1. 戦後植林された山林の杉・桧が本当に大きくなっている。今後もますます材積は増えると思うが、現状は隣家への影響も現実に出ている。個人財産の処分であることは承知しているが、これの伐採について行政指導はできないか。せめて30m程度伐採してもらおうと、集落の環境も変わって来ると思うが如何ですか。万一、倒木した場合の責任問題は山林所有者に発生しないのかの懸念も持ちます。</p>	
3.	

質 問 の 内 容

1. 防災マップの活用方法について質問します。

1. 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に入っておれば、建築物を建設したい時に、どのような制限があるのか無いのか。
2. 逆に売りたい時に、ここは土砂災害警戒区域内ですと事前に相手方に連絡すべきなのかどうか。(空き家が増えてくる中で今後、この種の問題が出てくるのが十分想定できる)
3. 県が実施したシミュレーション・土砂災害危険調査等に基づいた結果とのものであるが、漏れ落ち箇所があるようにも感じるが町は、どのように考えているか。(通称のある個所 例ズレ、ヌマ等)

2. 宅地に隣接している山林伐採を行政指導できないか。

1. 昭和 40 年代に植林された杉・桧が伐期を迎えている。逆に言うと早く伐採してほしい程に大きくなっている。50 年も経過して素人では全く手におえず、また木材価格の低迷で伐期がどことにも遅れている。このような山林であるが、宅地に隣接した山林では大きく成りすぎて何かと支障になっている現実すら聞きます。
万一、倒木等でもあれば極めて難しい責任問題の発生も想定できます。少子高齢化の現状にあって空き家も増えています。売りに出してもあのような山の側と言って敬遠されることもあるようです。せめて宅地から 30 m 程度を全て伐採すれば集落自体が広く見え、明るい雰囲気醸し出すのではないのでしょうか。今、山寄上では間伐事業を推進されていますが、これだけでも集落が明るくなったように感じます。また、八千代の大和地区の舟坂トンネルを越えて市川町を南下しながら通行しておりますと宅地周辺の山林伐採がかなりできていると感じる集落があります。本人所有林なのか他人・集落所有林なのかは不明ですが現実には伐採整備してあり、これで集落自体が広く見え明るくさえも感じます。ひとつ、ここは環境整備のための森林伐採計画を、できれば集落レベルで行政指導できないものかと考えますが町長の見解はどうですか。(まずは試験的にモデル集落の設定も面白いと思うが如何ですか)